

# 情報提供

那医発第 425 号  
令和 7 年 1 月 29 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 外間 浩



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布及び母子健康手帳の任意記載事項様式について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

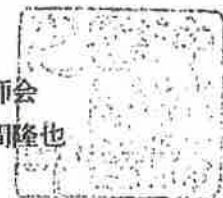
記

沖 医 発 第 1506 号

令 和 7 年 1 月 23 日

各地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 當間隆也



## 母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布及び 母子健康手帳の任意記載事項様式について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布及び母子健康手帳の任意記載事項様式についての通知となっております。

本改正の主な内容は、新生児聴覚検査の記録の記載や乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線の記載の改正を行うものであり、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日とすることとなっております。

なお、改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する事が可能となっております。

また、母子健康手帳の任意記載事項様式につきましては、別途、こども家庭庁成育局母子保健課長より通知がなされておりますので併せてお送り申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布及び母子健康手帳の任意記載事項様式について  
(令和 7 年 1 月 10 日付(日医発第 1711 号)(健Ⅱ))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課喜納、平良

TEL : 098-888-0087

FAX : 098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



日医発第 1711 号(健Ⅱ)  
令和 7 年 1 月 1 0 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事  
渡 辺 弘 司  
濱 口 欣 也  
(公印省略)

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布及び  
母子健康手帳の任意記載事項様式について

今般、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について、こども家庭庁成育局長より各都道府県知事等宛て通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本改正の主な内容は、新生児聴覚検査の記録の記載や乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線の記載の改正を行うものであり、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日としています。なお、改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが可能となっております。

また、母子健康手帳の任意記載事項様式(55頁から75頁)につきましては、別途、こども家庭庁成育局母子保健課長より通知がなされておりますので併せてお送り申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、母子保健事業の円滑な実施に向け、郡市区医師会及び貴会会員への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について
- 母子健康手帳の任意記載事項様式について

【参考】

令和5年乳幼児身体発育調査(こども家庭庁HP)

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/r5-nyuuyoujityousa/>